

仕様書

第1 件名

EAT東京「外国語メニューがある飲食店検索サイト」の外国人旅行者向けPR業務委託

第2 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

第4 目的

財団では平成26年度から、世界各国の外国人旅行者の来訪を見据え、「外国語メニューがある飲食店検索サイトEAT東京 (<http://www.menu-tokyo.jp/>)」（以下「本ウェブサイト」という。）を12言語13種類（英語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字）・ドイツ語・フランス語・イタリア語・スペイン語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・アラビア語・日本語）で、運営している。本事業委託では、本ウェブサイトにおける海外利用者の新規利用拡大及びサイトへの再訪を通じ、認知度向上及びサイトの活性化を図ることを目的とする。

第5 委託内容

本ウェブサイトへの流入を目的として、下記の取組について実施すること。

1 オンライン広告掲出(訪都中旅行者向け)

実施に当たり以下のポイントを整理し、それぞれ理由を添えて提案すること。

(1) ターゲットユーザー

訪都中の外国人旅行者向けとする。広告実施時期は、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び国慶節等、訪都外国人旅行者が増える時期とし、その層にダイレクトに訴求するための広告手法を実施すること。

(2) 広告掲出媒体

上記(1)で選定したターゲットユーザーにとり、適切かつ高い広告効果の見込まれる検索サイト・アプリ・SNS等の広告媒体やPR方法を選定し、財団の承認を得ること。

(3) 広告枠・出稿方式

適切かつ高い広告効果の見込まれる方式を選定理由とともに具体的に提案すること。新たに広告アカウントの開設等が必要な場合は、受託者の責任及び費用負担において実施すること。

(4) 広告デザイン・原稿の制作

ア) デザイン

バナー等のデザインが必要な広告を掲載する際は、当該言語圏で訴求力の高いデザインを複数提案し、財団と協議のうえ決定、制作すること。

イ) 原稿、キャッチコピー、キーワード設定等

提案する言語を母国語とする者、または同等レベルの者から監修を受け、ユーザーにとって違和感なく訴求性の高い表現とすること。

(5) ランディングページ

遷移先は本ウェブサイトの以下の各言語サイトとすること。

<https://www.menu-tokyo.jp/>

(6) 掲出スケジュール

広告の掲出スケジュールを作成し、TCVBの承認を得ること。実施時期は、ターゲットに沿い、契約期間内で適切な期間を設定すること。

(7) その他

オンライン広告以外に効果的な施策があれば、別途提案・実施すること。

2 その他オンライン広告掲出（訪都前旅行者向け）

「1 オンライン広告掲出(訪都中旅行者向け)」以外に、訪都前旅行者向けに本ウェブサイトの認知度向上・利用促進に資する取組を本事業の委託の費用内において提案・実施すること。

(1) ターゲットユーザー

アジア及び欧米豪の訪都前外国人旅行者に向けた広告とすること。

(2) 掲出媒体

上記2（1）で選定したターゲットユーザーで特に効果が期待できるターゲットの属性（性別、年代等）を考慮したうえで、効果的かつ高い広告効果の見込まれる掲出媒体、掲出内容、手法、頻度等を明確にしたうえで実施すること。

(3) ランディングページ

1（4）と同様とする。

(4) 掲出スケジュール

実施スケジュールを作成し、財団の承認を得ること。実施時期は、契約期間内で適切な期間を設定すること。

3 効果測定・報告

上記1及び2で実施した取組の実施効果を測定し、以下のとおり報告すること。

(1) 期間

週次・最終報告を基本とすること。

(2) 測定ツール

現在財団で使用しているサイト解析ツールである、Google Analyticsを用いること。
なお、パラメータの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費

用負担において実施すること。その他、有効な測定ツールがあれば提案すること。

(3) 内容

最終報告には、数値状況・要因分析・取得された知見、また、本事業実施を通して気づいた、本ウェブサイト側の課題・改善点等も必ず含めること。

4 数値の保証及び広告効果の最適化

(1) 数値の保証について

本委託事業によるサイトへの流入アクセス数を計5万ページビュー数以上確保することとし、そのうち第5の1で行う施策において1万ページビュー数以上確保することを目途とする。当該数値は月単位の計測による積み上げ値とする。

また、計測は上記3(2)の測定ツールを用いて行い、広告をクリックしたものの、サイトへ流入する前に離脱したアクセス数は含めないこととする。

(2) K P I 設定について

(1) で指定したアクセス数を担保する前提で、事業目的に照らし最も効果的な施策となるよう、委託者でK P Iを設定し、実施すること。K P Iは、インプレッション数・クリック率・ユーザー数・直帰率などが望ましいが、他に提案があれば妨げない。

(3) 広告効果の最適化への取組

(1)の数値達成のために必要のある場合は、広告手法・頻度等の柔軟な見直しや追加措置を図り、効果を最適化すること。また、広告効果を高めるに当たり、例えばサイトのネットワーク環境の最適化など、付加的な施策として具体的な手法があれば提案すること。これらの取組は、本事業の委託の費用内において行うこと。

5 実施体制

受託者は本委託を効果的、かつ、効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 本事業の実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

(2) 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。

(3) 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平、かつ、専門的な視点で事業を運営すること。

6 その他

上記1から4までの実施に係る広告の設定費、制作費、測定費等の一切は本委託費用に含まれるものとする。

また、本事業において新たに広告アカウント等を開設した場合、事業終了後は財団がその保有権を持つものとする。

第6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書によりTCVB

と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第7 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、TCVBに帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）について、東京の観光に資することを目的として、TCVBが指定するPRツール及びTCVBが認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、TCVBが使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- 4 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第8 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第9 個人情報の保護

別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第10 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

第11 その他

- 1 財団が必要あると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 受託者は事前に財団の承認を得た場合、業務内容の一部を第三者に再委託することができる。
- 3 契約の履行で不明な点がある場合は事前に財団と協議し、これを確定すること。

- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団 総務部観光情報課 山本（愛）、藤田
電 話： 03-5579-2681